

テーマは 「安らぎ」 災害への備えについて考えます。

安らぎ通信 NO. 1

## 平成29年 3月の安らぎ通信



### 地震保険料、地域差広がる

#### 損害区分を見直し/耐震性能で割引も

- ・地震保険は加入が義務付けられていないこともあって、世帯加入率は3割程度。
- ・火災保険は多くの方が加入していますが、地震による火災の被害などはカバーしません。
- ・これを補償するのが地震保険。地震・噴火・津波を原因として自宅が火災、損壊、埋没、流失に見舞われたときに保険金を支払う制度。
- ・火災保険に付帯する形で加入します。個人の場合は、国と保険会社が共同で運営。補償内容も保険料も各社一律。
- ・契約する保険金額は、火災保険の契約額の30～50%の範囲で決めます（建物5000万円、家財1000万円が上限）。
- ・基礎や柱、屋根などが被った損害額が、建物の時価の50%以上にあると「全損」と認定。保険金契約額の100%（時価が上限）分を支払います。
- ・損害の認定はこれまで「全損」「半損」「一部損」という3区分。このうち半損は、1月から「大半損」と「小半損」に二分されました。
- ・支払われる保険金は、大半損で契約額の60%、小半損で30%（従来の半損は50%）。
- ・保険料の改定。全国平均では5.1%の引き上げ。
- ・平均保険料の引き上げは今後も続く見通し。
- ・地震保険料は所得控除の対象にもなります。

☆損害の認定基準と支払われる保険金額（建物部分）

	認定基準	保険金額
全損	損害額が建物時価の50%以上	契約額の100%
大半損	40%以上50%未満	60%
小半損	20%以上40%未満	30%
一部損	3%以上20%未満	5%

※損害額は基礎、柱、屋根などが対象。津波による流失や家財の損害などは別の基準があります。

大阪の年間保険料（契約額1000万円当たり、鉄骨造などの場合）は13,200円（改定前よりマイナス3%）

（2017年2月25日 日本経済新聞記事から抜粋）

あなたに価値あるホームページを [yamachuwood.com](http://yamachuwood.com)

山忠木材株式会社

大阪市大正区千島3-18-9 TEL 06-6552-0781